

■委員会活動

委員会名	日程	主な内容(件数)			
		審査			報告
		議案	請願	陳情	
総務委員会	8月19日(火)	1	1	10	
	9月22日(月)	7	1	1	
	10月20日(月)	2			
区民委員会	8月19日(火)	1	2	10	
	9月24日(水)		3	12	
産業環境委員会	8月20日(水)		3	16	
	10月9日(木)		5	8	
厚生委員会	8月20日(水)	2	5	8	
	10月9日(木)	1	2	3	
建設委員会	8月21日(木)		2	7	
	10月10日(金)	5		2	
文教委員会	8月21日(木)	4	3	11	
	10月10日(金)	4	4	3	
議会運営委員会	8月29日(金)		1		第3回定例会について
	9月12日(金)				
	9月25日(木)		1		
	10月17日(金)				
総合交通対策調査特別委員会	8月22日(金)		3	9	
	10月14日(火)		3	8	
子ども・子育て支援対策調査特別委員会	8月22日(金)	2	1	7	
	10月15日(水)	2	1	6	
災害・オウム対策調査特別委員会	8月25日(月)			10	
	10月16日(木)			8	
エリアデザイン調査特別委員会	8月25日(月)		1	7	
	10月16日(木)		1	7	
議会基本条例制定特別委員会	10月14日(火)				

議員研修会を行いました

足立区議会では、政務活動費の透明性と適正な運用を一層推進するため、11月6日、報道番組等でおなじみの若狭勝弁護士（元東京地検特捜部副部長）を講師に迎え、「公職選挙法違反リスクと動画制作費の取り扱い」をテーマとした議員研修会を開催しました。

研修では、若狭弁護士の豊富な実務経験を基にわかりやすく解説いただいた後に、多くの議員から質問が寄せられ、活発な意見交換が行われました。

足立区議会は、今後も公正で透明性の高い議会運営に努めてまいります。



若狭 勝 弁護士

■意見の分かれた議案(26件中7件)

その他の議案(19件)は全会一致で認定・可決・承認されました。

◇専決処分した事件の報告及び承認について(指定管理者の指定)	足立区立日光林間学園の指定管理者を指定するもの
◇審査請求の却下の報告について	審査請求人に対する足立図書館への入館禁止処分の期間が経過したため、入管禁止処分に係る審査請求を却下するもの

◇足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	議員が長期にわたり本会議及び委員会を欠席した場合の報酬の減額について、規定を整備するもの
◇建設アスベスト被害者の全面救済を求める意見書	(令和7年10月20日に議決し、関係機関に提出しました。意見書の全文は、次のとおりです。)

◇建設アスベスト被害者の全面救済を求める意見書	見書の全文は、次のとおりです。
◇足立区の公共交通の充実を求める陳情	大手建材製造企業10社の賠償責任を認めた。これを受け、同年6月に「特定石綿被害建設業務労働者等に対する法律」が成立し、令和4年1月から給付金制度が開始された。

◇地域住民の足を守るために改修する陳情	足立区議会は国による給付金のみを定め、賠償責任が確定した企業の拠出は規定しておらず、企業側も裁判で争う姿勢を続けている。そのため給付額や制度内容は被害者の全面救済に十分とはいえない。
◇足立区の公共交通の充実を求める陳情	さらに、同法は最高裁判決の枠組みを踏まえて設計されたため、屋外で主に就労した被害者や国の賠償責任期間直前に現場を離れた被害者は対象外となつており、今後はそのような方も救済されるよう、

◇モビリティの早期実現を求める陳情	新たに、同法は最高裁判決の枠組みを踏まえて設計されたため、屋外で主に就労した被害者や国の賠償責任期間直前に現場を離れた被害者は対象外となつしており、今後はそのような方も救済されるよう、
◇小・中学校の「グリーンスクール」化に向けた環境整備を行うとともに、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する法律」を速やかに改正するよう強く求めるものである。	また、アスベスト被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に向けた環境整備を行うとともに、「特定石綿被害建設企業の補償基金への拠出参加に向けた環境整備を行うとともに、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する法律」を速やかに改正するよう強く求めるものである。

補償の拡充が求められる。よって、足立区議会は国会及び政府に対し、建設アスベスト被害者一人残らず救済

するため、アスベスト建材製造企業の補償基金への拠出参

加に向けた環境整備を行うとともに、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する法律」を速やかに改正するよう強く求め

るものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、環境大臣あて)

規定期により、意見書を提出する。

（日本共産党足立区議団より）

△「特定石綿被害建設業務労働者等に対する法律」の改正を求める陳情

△足立区議会は国による給付金のみを定め、賠償責任が確定した企業の拠出は規定しておらず、企業側も裁判で争う姿勢を続けている。そのため給付額や制度内容は被害者の全面救済に十分とはいえない。

さらに、同法は最高裁判決の枠組みを踏まえて設計されたため、屋外で主に就労した被害者や国の賠償責任期間直前に現場を離れた被害者は対象外となつおり、今後はそのような方も救済されるよう、

△政党政機関紙も庁内取締規則を守り、許可のない勧誘・配達・集金は認めないように足立区に改善することを求める陳情

△政党機関紙も庁内取締規則を守り、許可のない勧誘・配達・集金は認めないように足立区に改善することを求める陳情

△子どもの心を育てる、情操豊かな音楽の街・足立区に対する不採択としたもの

△子どもの心を育てる、